

環境技術実証モデル事業

VOC 処理技術分野

**ジクロロメタン等有機塩素系脱脂剤
処理技術
実証試験要領
(第1次案)**

平成16年8月3日

環境省環境管理局

本 編	1
・ 緒言	1
1. 対象技術.....	1
2. 実証試験の種類及び概要	1
(1) 実証試験の種類.....	1
(2) 実証試験の概要.....	1
(3) 用語の定義.....	2
・ 実証試験実施体制	4
1. 環境省	4
2. 環境技術実証モデル事業検討会.....	4
3. VOC 処理技術ワーキンググループ	4
4. 実証機関.....	4
5. 技術実証委員会.....	5
6. 環境技術開発者.....	5
・ 実証の対象技術の選定	6
1. 申請.....	6
2. 対象技術選定.....	6
・ 実証試験の準備	7
1. 実証項目の設定.....	7
(1) 排ガス処理性能実証項目.....	7
(2) 環境負荷実証項目.....	8
(3) 運転及び維持管理実証項目	9
2. 実証試験計画の策定.....	9
・ 実証試験の方法	10
1. 運転及び維持管理	10
(1) 通常の運転及び維持管理.....	10
(2) 異常事態への対応.....	10
(3) 費用の評価.....	10
2. 試験条件.....	11
(1) 条件の設定.....	11
(2) 記録すべき試験条件.....	13

3.測定方法	14
(1) 排ガス処理性能実証項目の測定方法.....	14
(2) 環境負荷実証項目の測定方法.....	14
(3) 運転及び維持管理実証項目の測定方法.....	15
3. 分析精度の管理.....	15
. 実証試験結果報告書の作成.....	16
. 実証試験実施上の留意点.....	17
1. データの品質管理.....	17
(1) データ品質管理の方法.....	17
(2) 測定とデータの取得.....	17
2. データの管理、分析、表示.....	17
(1) データ管理.....	17
(2) データ分析と表示.....	17
3. 環境・衛生・安全.....	18
付録0：実証機関において構築することが必要な品質管理システム.....	19
付録1：実証申請書.....	23
付録2：実証試験計画.....	28
付録3：実証試験結果報告書 概要フォーム.....	30
資料編.....	I
. 環境技術実証モデル事業の概要.....	I
. 「環境技術実証モデル事業」実施体制.....	II
. 環境技術実証モデル事業の流れ.....	III
. 平成16年度環境技術実証モデル事業検討会 VOC 処理技術ワーキンググループ設置要綱	
IV	
. VOC 処理技術ワーキンググループにおける検討経緯.....	VII

本 編

．緒言

1. 対象技術

本実証試験要領の対象となる VOC 処理技術(ジクロロメタン等有機塩素系脱脂剤処理技術)とは、鍍金・金属加工業において、金属類を脱脂、洗浄する際に利用するジクロロメタン等有機塩素系脱脂剤 (VOC の一種) による排ガスを、吸着、冷却凝縮、液体吸収等の方法により適切に処理する、後付けでの設置が可能な技術 (装置等) のことを指す。

(以下、ジクロロメタン等処理技術という)

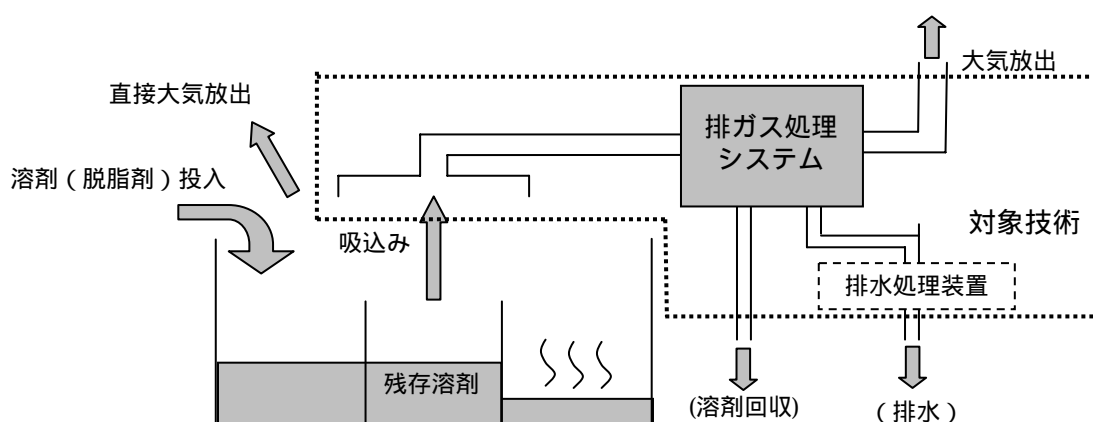


図 1 対象技術のイメージ

2. 実証試験の種類及び概要

(1) 実証試験の種類

本実証試験は、各環境技術開発者特有の処理技術を実証し、その結果を評価するものである。本実証試験では、実証の対象となる機器について、以下の各項目を実証する。

- 環境技術開発者が定める技術仕様の範囲での、実際の使用状況下における環境保全効果、
- 運転に必要なエネルギー、物資及びコスト、
- 適正な運用が可能となるための運転環境、
- 運転及び維持管理にかかる労力。

(2) 実証試験の概要

実証試験は、主に以下の各段階を経て実施される。

実証試験計画

実証試験の実施の前に、実証試験計画を作成する。実証試験計画は、環境技術開発者の協力を得て、実証機関により作成される。

計画段階は主に次の活動が行われる。

- 実証試験の関係者・関連組織を明らかにする。
- 実証試験の一般的及び技術固有の目的を明らかにする。
- 実証項目を設定する。

- 分析手法、データ測定方法、試験期間を決定する。
- 以上を反映し、具体的な作業内容、スケジュール、担当者を定めた実証試験計画を策定する。

実証試験

この段階では、実証試験計画に基づき実際の実証試験を行う。この実証試験は、計画段階で定められた実証対象機器の目的への適合を評価するものである。実証試験は、必要に応じ、実証試験の一部を外部機関に実施させることができる。

データ評価と報告

最終段階は、全てのデータ分析とデータ検証を行うとともに、実証試験結果報告書を作成する。データ評価及び報告は、実証機関が実施する。プロセスを効率化するために、実証機関は実証試験結果報告書原案の作成を外部機関に委託しても良い。

実証試験結果報告書は、実証機関を経て環境省に提出され、環境技術実証モデル事業検討会 VOC 処理技術ワーキンググループ（以下、ワーキンググループ）において、実証が適切に実施されているか否かが検討され、環境省が承認した後、実証機関に返却される。承認された実証試験結果報告書は、実証機関により環境技術開発者に報告・提出された後、環境省の環境技術データベース等で一般に公開される。

（３）用語の定義

主な用語の定義は日本工業規格（以下 JIS）に準ずるものとする。特に関連の深い JIS としては以下が挙げられる：

- JIS B 8330 「送風機の試験及び検査方法」
- JIS B 8530 「公害防止装置用語」
- JIS K 0050 「化学分析方法通則」
- JIS K 0095 「排ガス試料採取方法」
- JIS K 0114 「ガスクロマトグラフ分析通則」
- JIS K 0123 「ガスクロマトグラフ質量分析通則」
- JIS K 0125 「用水・排水中の揮発性有機化合物試験方法」
- JIS K 0211 「分析化学用語（基礎部門）」
- JIS K 0214 「分析化学用語（クロマトグラフィー部門）」
- JIS K 0215 「分析化学用語（分析機器部門）」
- JIS K 0804 「検知管式ガス測定器（測長形）」
- JIS K 1474 「活性炭試験方法」
- JIS K 5601-1-1
「塗料成分試験方法 - 第 1 部：通則 - 第 1 節：試験一般（条件及び方法）」
- JIS Z 8731 「環境騒音の表示・測定方法」
- JIS Z 8808 「排ガス中のダスト濃度の測定方法」

また、本実証試験要領での用語について、表 1 のように定める。

表 1 実証試験要領中の用語の定義

用語	定義
実証対象技術	実証試験の対象となる、ジクロロメタン等有機塩素系脱脂剤処理手法を指す。実証対象技術は、明確な科学的根拠を持つものでなければならない。
実証対象機器	実証対象技術を機器・装置として具現化したもののうち、実証試験で実際に使用するものを指す。
実証項目	実証対象機器の性能を測るための項目を指す。
実証試験実施場所	実証対象機器が設置され、実証試験が実施される場所を指す。
実証申請者	技術実証を受けることを希望する者を指す。申請した技術が実証対象として選定された後、実証申請者を環境技術開発者と呼ぶ。
環境技術開発者	実証対象技術の保有者を指す。申請した技術が実証対象として選定される前までは、実証申請者と呼ぶ。

・実証試験実施体制

1. 環境省

- 環境技術実証モデル事業全般を総合的に運営管理する。
- 実証体制を総合的に検討する。
- 実証試験の対象技術分野を選定する。
- 環境技術実証モデル事業検討会及びワーキンググループを設置し、管理運営する。
- 実証試験要領を策定する。
- 実証機関を選定する。
- 実証機関に実証試験業務委託等を行い、その費用を負担する。
- 実証対象技術を承認する。
- 実証試験結果報告書を承認する。
- 環境技術の普及に向けた環境技術データベースを構築する。

2. 環境技術実証モデル事業検討会

- 環境技術実証モデル事業全体の運営に対し、助言を行う。
- 実証試験結果の総合評価を行うにあたり、助言を行う。

3. VOC処理技術ワーキンググループ

- 酸化エチレン処理技術分野及びVOC処理技術分野(ジクロロメタン等有機塩素系脱脂剤処理技術)に関する環境技術実証モデル事業の運営に対し、助言を行う。
- 実証試験要領の策定に対し、助言を行う。
- 実証機関の選定に対し、助言を行う。
- 実証試験結果報告書の承認にあたり、助言を行う。

4. 実証機関

- 環境省からの委託により、実証試験を管理・運営する。
- 付録0に示される、品質管理システムを構築する。
- 実証試験の対象となる技術・製品を公募する。
- 技術実証委員会を設置、運営する。
- 環境技術開発者との協力により、実証試験計画を策定する。
- 実証試験計画に基づき、実証試験を実施し、運営する。
- 実証試験に係る全ての人の健康と安全のために実証試験実施場所の安全を確保する。
- 必要に応じて、全ての実証試験の参加者の連絡手段の確保及び運搬上・技術的補助を含め、スケジュール作成と調整業務を行う。
- 実証試験を外部に委託する場合は、委託先において実証試験要領で求められる品質管理システムが機能していることを確実にする。
- 実証試験の手順について監査を行う。
- 環境省からの委託等に基づき、監視・測定・分析を行う。
- 実証試験によって得られたデータ・情報を管理する。
- 実証試験のデータを分析し、実証試験結果報告書を作成する。
- 承認された実証試験結果報告書の内容をデータベースに登録する。

5. 技術実証委員会

- 実証対象技術の選定にあたり、助言を行う。
- 実証試験計画について助言を行う。
- 実証試験の過程で発生した問題に対して、適宜助言を行う。
- 実証試験結果報告書の作成にあたり、助言を行う。
- 実証試験された技術の普及のための助言を行う。

6. 環境技術開発者

- 実証試験計画の策定にあたり、実証機関に必要な情報を提供する等、実証機関に協力する。
- 実証試験実施場所で使用可能な実証対象機器を必要なだけ準備する。また、「運転及び維持管理マニュアル」を実証機関に提供する。
- 実証対象機器の運搬、設置、撤去等が必要な場合は、環境技術開発者の費用負担及び責任で行うものとする。
- 原則として、実証対象機器の運転及び維持管理に要する費用を負担する。また追加的に発生する薬剤、消耗品、電力等の費用も負担する。
- 必要に応じ、実証試験中の実証対象機器の運転や測定など、技術的に実証機関の補助を行う。
- 必要に応じ、実証対象機器の運転及び維持管理を行う技術者を提供する。技術者は適切な資格を有しているか、必要な訓練を受けている者とする。
- 他の現場での試行または運転が行われている場合、実証対象技術に関する既存の性能データを用意する。
- 実証試験結果報告書の作成において、実証機関に協力する。

・実証の対象技術の選定

1. 申請

実証申請者は、実証機関に申請者が保有する技術・製品の実証を申請することができる。申請すべき内容は以下の通りとし、付録1に定める「実証申請書」に必要事項を記入するとともに、指定された書類を添付して、実証機関に対し申請を行うものとする。

- a．企業名・住所・担当者所属・担当者氏名等
- b．自社による試験結果
- c．製品データ
- d．開発状況・納入実績
- e．その他（特記すべき事項）
- f．実証対象機器の基本仕様書*
- g．運転及び維持管理マニュアル*

（注）*印は実証申請書に添付すべき書類

2. 対象技術選定

実証機関は、申請された内容に基づいて、以下の各観点に照らし、技術実証委員会等の意見を踏まえつつ、総合的に判断した上で、対象とする技術を選定し、環境省の承認を得る。

- a．形式的要件
 - 申請技術が、1ページ「1.対象技術」に示した対象技術分野に該当するか。
 - 申請内容に不備はないか。
 - 商業化段階にある技術か。
- b．実証可能性
 - 予算、実施体制等の観点から実証が可能であるか。
 - 適切な実証試験計画が策定可能であるか。
- c．環境保全効果等
 - 技術の原理・仕組みが科学的に説明可能であるか。
 - 副次的な環境問題等が生じないか。
 - 高い環境保全効果が見込めるか。
 - 先進的な技術か。

選定の段階で、実証申請者は実証機関との間で、試験期間・時期等を含めた具体的な実証の方法について、協議を行うことができる。

．実証試験の準備

1. 実証項目の設定

本実証試験では、図 2に示すような人為的に発生させた溶剤（ジクロロメタン等有機塩素系脱脂剤）ガスを用いているため、実際の使用下において想定される、過大風量による溶剤蒸発誘発や、金属の付着油脂分の混入などの影響を評価することができないことに留意する必要がある。

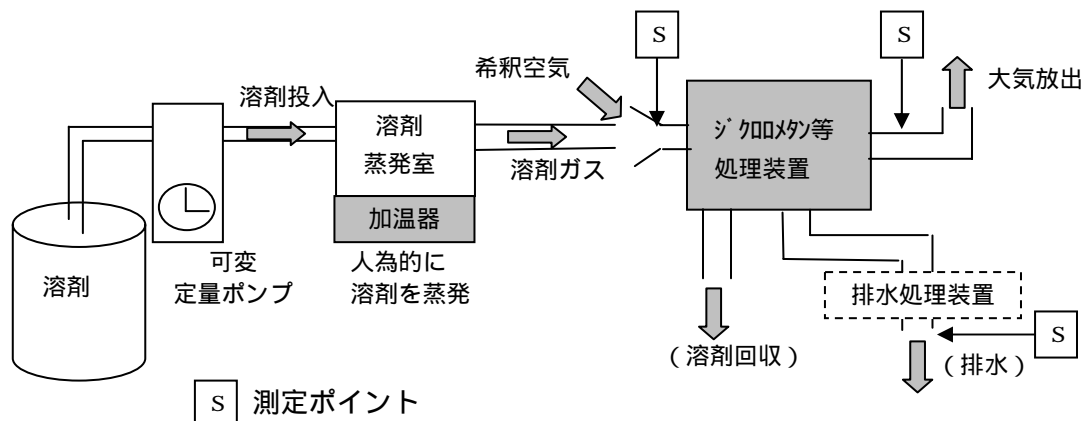


図 2 試験装置イメージ（例示）

（ 1 ） 排ガス処理性能実証項目

本実証試験の排ガス処理性能実証項目として想定されるものを、表 2に示す。参考測定データとして想定されるものを表 3に示す。実証機関は、これら以外の実証項目についても評価の必要性を検討し、決定した排ガス処理性能実証項目を全て実証試験計画に記載する。

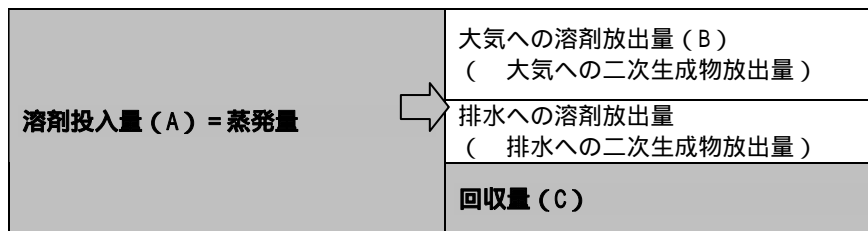
表 2 排ガス処理性能実証項目

試験項目	内容
ジクロロメタン等濃度	ジクロロメタン等処理装置入口及び出口ダクトにおけるジクロロメタン等濃度
処理率	ジクロロメタン等処理装置入口及び出口ダクトにおけるジクロロメタン等濃度と流量から算出されるジクロロメタン等溶剤成分の移動収支
回収率	（回収を前提とした処理装置の場合） ジクロロメタン等の溶剤投入量（ジクロロメタン等処理装置への総流入量）及び回収量から算出される移動収支

表 3 参考測定データ

試験項目	内容
回収溶剤の性状・成分	（回収を前提とした処理装置の場合） ジクロロメタン等処理装置を経ることによる溶剤の変化状況（純度等）

記録すべき試験条件（温度、流量など）は、13ページ参照。



処理率は、 $(A - (B)) / (A)$: 排水への放出や化学反応・分解がない場合、回収率と同じ値となる。

回収率は $(C) / (A)$

燃焼等の処理により分解や化学反応が起こり、2次生成物が発生する場合もある。

これらは、人為的に発生させた溶剤ガスを前提にした項目であり、投入溶剤成分(添加剤成分含む)以外の成分が溶剤ガスに混入することを前提にした項目ではない。

図 3 排ガス処理性能のイメージ

(2) 環境負荷実証項目

本実証試験の環境負荷実証項目として想定されるものを、表 4に示す。実証機関は、これら以外の実証項目についても評価の必要性を検討し、決定した環境負荷実証項目を全て実証試験計画に記載する。なお、騒音の実証試験結果は、参考値として取り扱う。

表 4 環境負荷実証項目

項目分類	実証項目	内容	主な関連費用
環境影響	排水中の溶剤濃度、排水量	操業時または操業時以外(後処理等)で発生する排水中の溶剤濃度、排水量。	-
	2次生成物発生状況	操業時または操業時以外(後処理等)で発生する排ガス(出口ガス)中、排水中の2次生成物の発生状況。	処理費用
	廃棄物発生状況	操業時または操業時以外(後処理等)で発生する廃棄触媒等の廃棄物発生状況。	処理費用
参考項目	騒音	機器(本体)運転中の騒音	-

(3) 運転及び維持管理実証項目

定量的・定性的な運転及び維持管理上の性能評価、またこれらに伴う費用の評価のために必要な実証項目として想定されるものを、表5に示す。実証機関はこれら以外の実証項目についても検討し、決定した運転及び維持管理実証項目を全て実証試験計画に記載する。

表5 運転及び維持管理実証項目

項目分類	実証項目	内容	主な関連費用
使用資源	消費電力量	1 運転(5 バッチ)あたりの電力消費量(kWh/回)	操業時電気使用料 操業時以外電気使用料(後処理・回収等)
	燃料消費量	(都市ガス、LPG 等の燃料を消費する場合)1 運転(5 バッチ)あたりの燃料消費量	操業時燃料使用費 操業時以外燃料使用料(後処理・回収等)
	水消費量	(処理反応及び冷却等に水を消費する場合)1 運転(5 バッチ)あたりの水消費量	操業時水使用費 操業時以外水使用費(後処理・回収等)
	その他反応剤等消費量	(その他活性炭や薬液等を使用する場合)1 運転(5 バッチ)あたりの反応剤消費量、または交換頻度	操業時 消耗品費、交換費用 操業時以外消耗品費、交換費用 (後処理・回収等)
運転及び維持管理性能	実証対象機器の運転・維持管理に必要な人員数と技能	最大人数と作業時間(人日)管理の専門性や困難さを記録する	-
	設置場所の制約条件	取付け可能な脱脂装置の条件、重量負荷(屋上設置の場合)等	-
	停電・トラブル時の対応	停電等に対する対応、復帰操作の容易さ・課題等	-
	発火等危険への対応策	溶剤吸着熱による過熱発火等への対応有無	-
	処理性能の持続性	長期使用に伴う処理率・回収率の劣化度合い	-
	運転及び維持管理マニュアルの評価	読みやすさ・理解しやすさ・課題等	-

2. 実証試験計画の策定

実証機関は、環境技術開発者の情報提供や技術実証委員会の助言を受けながら、実証試験計画を策定する。なお、実証試験計画に対して、環境技術開発者の承認が得られない場合には、実証機関は必要に応じて環境省と協議を行い、対応を検討することとする。

実証試験計画として定めるべき項目を付録2に示す。

．実証試験の方法

1. 運転及び維持管理

試験期間を通じ、定常な運転状態を維持し、運転の適正化と効率化を図るために、実証対象機器は定期的な監視と維持管理を要する。維持管理を担当するのが実証機関または他の組織であるとしても、全ての監視と維持管理に関する作業は、事前に実証機関が調整し、実証試験計画に記載され、関係者により確認されていなければならない。

(1) 通常の運転及び維持管理

- 実証試験期間中、適正に運転するための実証対象機器の維持管理は、運転及び維持管理マニュアルに従う。
- 校正は運転及び維持管理マニュアルに従う。校正頻度も、少なくとも運転及び維持管理マニュアルで指定されたものを満たさなければならない。
- 運転及び維持管理実証項目については、使用者の運転及び維持管理技能が低い場合に予想される問題点についても考慮されなければならない。

(2) 異常事態への対応

実証機関は、異常事態が発生した際には速やかに環境技術開発者に連絡をとる。実証機関は、環境技術開発者の示した定常運転状態に復帰させるよう、措置をとらなければならない。不測の事態の際には、実証機関は環境技術開発者ととも問題に対応する。

異常事態中の試料採取結果は、実証試験結果報告書内の統計分析には用いないが、実証試験結果報告書内でその試料採取結果について検討しなければならない。定常運転に復帰し次第、代わりの試料採取を実施する。

異常事態については、その状態、原因、結果、復帰方法を実証試験結果報告書に文書化する。原因がわからない場合、また本当に異常事態だったのかが判断できない場合は、その期間中の試料採取も実証試験結果報告書での統計分析に用いる。

実証機関は、実証対象機器が正常に動作しなかった場合または十分な性能を発揮しなかった場合においても、実験環境及び人員の安全性を確保できるような実験装置を組まなければならない。

(3) 費用の評価

実証機関は、環境技術開発者の協力の下、後処理で必要となる費用、消費電力量、2次生成物の処理費用、消耗品の価格等、運転及び維持管理にかかる費用を評価するために必要な情報を整理しなければならない。

2. 試験条件

(1) 条件の設定

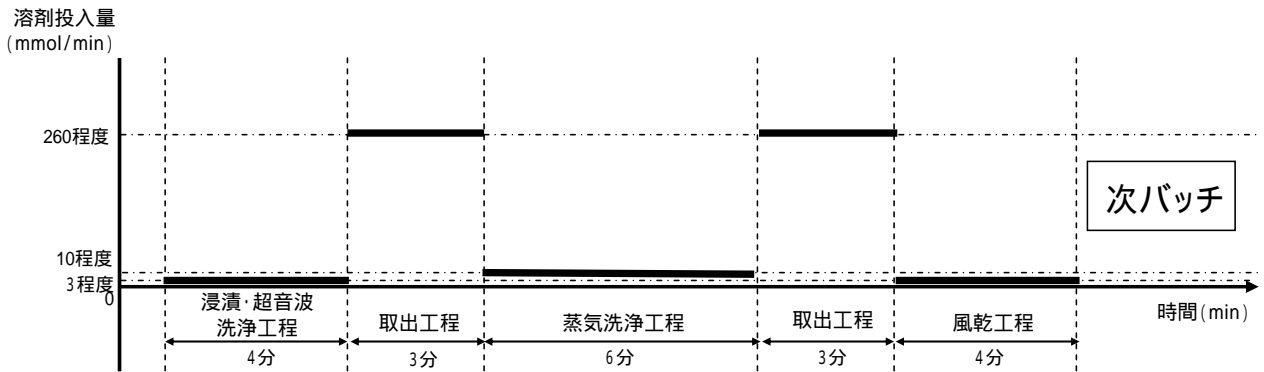
ジクロロメタン等処理技術の実証試験は、脱脂装置からのジクロロメタン等排ガスパターンを再現するよう調整された溶剤ガスを実証対象機器へ導入することにより行う。

実証機関は、実際の脱脂装置の使用状況等を考慮してより詳細な試験条件を検討し、実証試験計画を定めることとする。

- 実証試験で対象とする溶剤は、環境技術開発者が、ジクロロメタン及びトリクロロエチレンのうち、どちらか一方を選択する。
- 実証機関は、ジクロロメタン及びトリクロロエチレンについて、脱脂工程で一般的に使用されている商業用溶剤を選択する。
- 実証対象機器に吸入されるガスは、三槽式脱脂槽の脱脂作業から発生する排ガスを想定した溶剤蒸発装置（シミュレーター）によって人為的に発生させる（図 2）。溶剤蒸発装置は、可変定量ポンプによって供給される溶剤を加熱気化することにより、図 4、図 5 に示されている溶剤投入量分だけの溶剤ガスを供給する。
- 溶剤ガスは、実証対象機器のプロア等により、室内空気により希釈されながら吸引される。希釈倍率は吸引風量によって定まるが、この吸引風量は最大処理性能が発揮できるよう、環境技術開発者が設定する（吸引風量が $2.5\text{m}^3/\text{min}$ および $10.0\text{m}^3/\text{min}$ 時の溶剤ガス濃度については図 4、図 5 を参照）。ただし、最低限のフード吸引効果を想定し、 $0.5\text{m}^3/\text{min}$ 以上の設定とする。
- 定量ポンプによって供給する溶剂量は、脈動の小さい（バッチ時間が長く、濃度ピーク濃度がピーク裾幅に対して低い）パターン A（図 4）、脈動の大きい（バッチ時間が短く、濃度ピーク濃度がピーク裾幅に対して高い）パターン B（図 5）の 2 通りとする。実証機関はこれら 2 パターンについてそれぞれ 5 回（バッチ）試験を行うものとする。
- 実証対象機器の特性により、対応できないパターンがある場合には、実証機関は適切な範囲でパターンを変更してもよい。
- 実証機関は、実証試験の実施時期及び実施場所により試験条件に差が出ないように、試験室内の温度、湿度等の試験環境を可能な限り一定に調整して試験を実施することとする。
- （排水処理装置等）付属処理装置を含めたシステム全体を実証対象機器とするため、排水処理が必要な場合は処理後の排水を測定対象とする（排水処理装置で曝気され排出されるガスが溶剤処理器（吸着塔等）に戻され再処理される場合には、溶剤処理器からの排ガスを出口濃度の測定対象とする）。
- 後処理（脱着処理等）を行う場合、実証機関は後処理工程での消費電力量、燃料消費量、水消費量、その他反応剤消費量を適宜記録する。

表 6 ジクロロメタン等脱脂装置シミュレーター排ガス処理試験に係る試験パターン

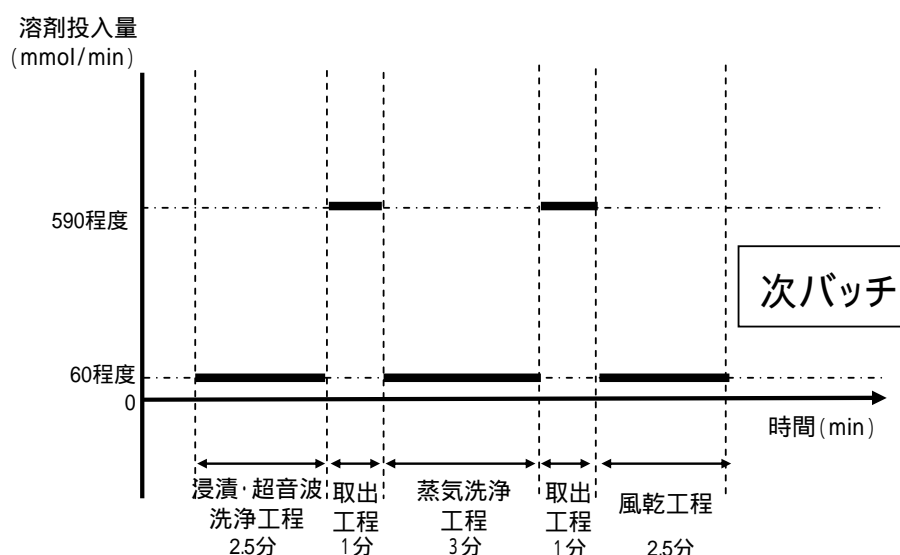
パターン	総溶剤投入量	バッチ時間	概要
A	約 1.6mol / バッチ	20 分	脈動が小さい(バッチ時間が長い、ピーク濃度がピーク幅に対して高い)ことが特徴
B	約 1.6mol / バッチ	10 分	脈動が大きい(バッチ時間が短い、ピーク濃度がピーク幅に対して低い)ことが特徴



工程	時間 (分)	溶剤投入量 (mmol/min)	処理装置入口の溶剤濃度 (ppm)	
			2.5 (m ³ /min) 時	10.0 (m ³ /min) 時
浸漬・超音波洗浄	4	3 程度	30	8
取り出し	3	260 程度	2,500	625
蒸気洗浄	6	10 程度	100	25
取り出し	3	260 程度	2,500	625
風乾	4	4 程度	30	8

ジクロロメタン分子量 84.9、トリクロロエチレン分子量 131.4

図 4 排出パターンの概要 (パターン A)



工程	時間 (分)	溶剤投入量 (mmol/min)	処理装置入口の溶剤濃度 (ppm)	
			2.5 (m ³ /min) 時	10.0 (m ³ /min) 時
浸漬・超音波洗浄	2.5	60 程度	570	140
取り出し	1	590 程度	5,660	1,420
蒸気洗浄	3	60 程度	570	140
取り出し	1	590 程度	5,660	1,420
風乾	2.5	60 程度	570	140

ジクロロメタン分子量 84.9、トリクロロエチレン分子量 131.4

図 5 排出パターンの概要 (パターン B)

(2) 記録すべき試験条件

実証機関は、以下に示すパラメータを記録し、実証試験結果報告書に記載しなければならない。なお、温度については熱電対等を用いた連続測定、湿度 (絶対水蒸気量) については乾球・湿球を用いた測定、流量については、表 7 を参考とした測定を行うものとする。

- ・ 室内空気 (希釈口付近) の温度、湿度
- ・ ジクロロメタン等処理装置の入口及び出口の流量及び温度

表 7 流量の測定方法

試験条件	方法
流量	<p>流量は、ピトー管又は熱式風速計を用いて排気流速を連続測定し、ダクト断面積を乗じて流量を算出する。</p> <p>ピトー管による流速測定法</p> $V = C \times (2 P_d / \rho)^{1/2}$ $= \rho_0 \{ 273 / (273 + t_s) \} \times \{ (P_a + P_s) / 101.3 \}$ <p>$P_d = P_1 - P_s$</p> <p>V: 流速 (m / s) P_d: 排ガス動圧 (Pa) ρ: 排ガス密度 (kg / m³_N)</p> <p>t_s: 測定計内の温度 (°C) P_a: 大気圧 (Pa) ρ_0: 排ガス密度 (kg / m³_N)</p> <p>P_s: 静圧 (測定系内の圧力: Pa)</p> <p>P_1: 全圧 (測定系内において流体 (封液) を押す圧力: Pa)</p> <p>排ガス流量の算出</p> $Q = A \times V \times \{ 273 / (273 + t_s) \} \times \{ (P_a + P_s) / 101.3 \} \times 60$ <p>Q: 排ガス流量 (m³_N / min) V: ダクト断面積 (m²)</p>

3.測定方法

(1) 排ガス処理性能実証項目の測定方法

排ガス処理性能実証項目についての測定方法を表 8に示す。

下記試験項目以外の測定方法は、関連 JIS や関連規制を参考とし、実証試験計画において定める。

表 8 排ガス処理性能実証項目の測定方法

測定項目	方法
ジクロロメタン等濃度	実証対象機器の入口ダクトにおけるジクロロメタン等濃度は、連続全炭化水素計測装置で測定する。 実証対象機器の出口ダクトにおけるジクロロメタン等濃度は、連続全炭化水素計測装置で測定する。さらに、実証機関が必要であると判断した場合には、「排出ガス中の指定物質の測定方法マニュアル」(環境庁大気保全局大気規制課平成9年4月)を参考とした測定を行う。
処理率	処理率は、実証対象機器の入口及び出口ダクトにおけるジクロロメタン等濃度及び流量から求める。入口及び出口濃度は、基本的に連続全炭化水素計測装置によるデータを用いる。流量の測定は、表 7を参考とした測定を行う。
回収率	回収率は、1回の試験(5パッチ)における溶剤投入量及び回収量から求める。溶剤投入量は定量ポンプまたは電子天秤にて、回収量は電子天秤に測定を行う。

表 9 参考測定データの測定方法

試験項目	内容
回収溶剤の性状・成分	回収溶剤の純度、不純物成分の内訳分析は、JIS K 5601-1-1(塗料成分試験方法 - 第1部:通則 - 第1節:試験一般(条件及び方法))を参考とする。

(2) 環境負荷実証項目の測定方法

環境負荷実証項目についての測定方法を表 10に示す。

下記試験項目以外の測定方法は、関連 JIS や関連規制を参考とし、実証試験計画において定める。実証機関は、測定を行った項目及びその測定方法について、実証試験結果報告書に記載しなければならない。

表 10 環境負荷実証項目の測定方法

項目分類	実証項目	方法
環境影響	排水中の溶剤濃度、排水量	JIS K 0125(用水・排水中の揮発性有機化合物試験方法)を参考とする
	2次生成物発生状況	実証機関が適宜設定。
	廃棄物発生状況	実証機関が適宜設定。
参考項目	騒音	JIS Z 8731(環境騒音の表示・測定方法)を参考として測定する。送風機が付属している場合は、その騒音を JIS B 8330(送風機の試験及び検査方法)を参考として測定する。 詳細な測定条件は実証機関が設定し、実証試験計画に記載する。

(3) 運転及び維持管理実証項目の測定方法

運転及び維持管理実証項目についての測定方法を表 11に示す。

電力、水等のコスト推計に用いる単価については、実証機関が適宜設定することとする。

実証機関は、測定を行った項目及びその測定方法について、実証試験結果報告書に記載しなければならない。

表 11 運転及び維持管理実証項目の測定方法

項目分類	実証項目	方法
使用資源	消費電力量	操業時および操業以外における全装置の電源の積算動力計によって測定する。
	燃料消費量	実証機関が適宜設定。
	水消費量	同上。
	その他反応剤消費量	同上。
運転及び維持管理性能	実証対象機器の運転・維持管理に必要な人員数と技能	実際の運転結果より評価。
	設置場所の制約条件	取付け可能な脱脂装置の条件、重量負荷（屋上設置の場合）等について、環境技術開発者が提出するデータより評価。
	停電・トラブル時の対応	停電に対する対応は、実証対象機器の停電時、通電再開時について、環境技術開発者が提出する試験結果より評価。復帰操作の容易さ等について、運転及び維持管理マニュアル及び実際の運転結果より評価。
	発火等危険への対応策	溶剤吸着熱による過熱発火等危険への対応有無について、運転及び維持管理マニュアル及び実際の運転結果より評価。
	処理性能の持続性・薬液回収の必要性	長期使用に伴う処理率・回収率の劣化度合い、薬液・触媒等の寿命、回収の必要性等について、環境技術開発者が提出するデータより評価。
	運転及び維持管理マニュアルの評価	実際に使用した結果より評価。

3. 分析精度の管理

対象物質の測定において一定の精度を確保するためには、試料採取から分析、定量まで相応の精度管理が行われなければならない。分析精度の管理については、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼンの3種類を対象とした測定方法である「排出ガス中の指定物質の測定方法マニュアル（環境庁）」を参考に行うこととする。

・実証試験結果報告書の作成

実証試験の結果は、実証試験結果報告書として報告しなければならない。実証試験結果報告書には、実証試験の結果、全ての運転及び維持管理活動、実証試験期間中に生じた実証項目の試験結果等の変化まで、全てが報告されなければならない。

実証試験結果報告書には以下の内容が含まれなければならない：

- 全体概要（付録3参照）
- 導入と背景
- 実証対象技術及び実証対象機器の概要
 - ・ 実証対象機器の原理と機器構成
 - ・ 実証対象技術の仕様と処理能力
- 製品製造者（名前、所在、電話番号）
- 型番
- 実証試験の方法と実施状況
 - ・ 実証試験全体の実施日程表
 - ・ 実証試験の条件設定と試験設備
 - ・ 排ガス処理性能実証項目（方法と実施日）
 - ・ 環境負荷実証項目（方法と実施日）
 - ・ 運転及び維持管理実証項目（方法と実施日）
- 実証試験結果と検討（測定・分析結果を表やグラフを用いて示す）
 - ・ 排ガス処理性能実証項目
 - ・ 環境負荷実証項目
 - ・ 運転及び維持管理実証項目
 - ・ 測定操作の記録（試料採取条件等）
- 付録
 - ・ データの品質管理
 - ・ 品質管理システムの監査

実証機関が実証試験結果報告書の原案を策定し、記載ミス等について、環境技術開発者の確認を経た後、技術実証委員会での検討を経たうえで、実証試験結果報告書を取りまとめる。環境省に提出された実証試験結果報告書は、ワーキンググループにおいて検討され、環境省の承認を得ることとする。

・実証試験実施上の留意点

1. データの品質管理

(1) データ品質管理の方法

実証項目に関するデータの品質は、V. 実証試験の方法、4. 分析精度の管理に示した方法に従って管理されなければならない。

(2) 測定とデータの取得

データの品質管理のための、測定とデータの取得における要求事項は以下の通りである：

- 実証試験計画の背景となる全ての仮定、データの測定位置と取得すべき試料は、全て実証試験計画の策定時に技術実証委員会に報告され、承認されなければならない。
- 標準化されていないデータ測定手法やデータ測定に用いる機器、データの代表性に影響を及ぼす可能性のある分析手法や分析機器を使用する際には、その妥当性が検証され、その旨が明記されなければならない。
- 使用される分析手法、分析機器は文書化されなければならない。
- 全ての分析機器の校正の要求事項、校正基準を含む手法は、実証試験計画に規定されなければならない。
- インタビュー等、測定以外の方法で得られる全てのデータについて、データの使用限度が検討されなければならない。

2. データの管理、分析、表示

実証試験から得られるデータには、排ガス処理性能実証データといった定量データに加え、システムの信頼性と操作性、人員の必要性といった定性データがある。これらの管理、分析、表示方法は以下の通りである。

(1) データ管理

データは、「付録0：実証機関において構築することが必要な品質管理システム 3. 品質管理システム (3) 文書及び記録の管理」に示されるように、確実に管理されなければならない。実証機関は、データの品質管理者を1名指名しなければならない。

(2) データ分析と表示

実証試験で得られたデータは統計的に分析され、表示されなければならない。統計分析に使用された数式は、全て実証試験結果報告書に掲載する。統計処理に含まれなかったデータ(異常事態の間に収集されたデータを含む)は、実証試験結果報告書で報告する。

排ガス処理性能実証項目の分析・表示方法

- 実証対象機器の入口及び出口ダクトにおけるジクロロメタン等濃度の推移を示すグラフ
- 実証対象機器の入口及び出口ダクトにおける温度、流量の推移を示すグラフ
- 実証対象機器の入口ダクトにおける湿度
- ジクロロメタン等の処理率(移動収支)
- ジクロロメタン等の溶剤投入量及び回収量、回収率(移動収支)

環境負荷実証項目の分析・表示方法

- 各測定項目の測定値
- その他所見

運転及び維持管理実証項目の分析・表示方法

- 使用資源項目の測定値
- 機器運転・維持管理に必要な人員数と技能に関する所見
- 設置場所の制約条件に関する所見
- 停電・トラブル時の対応に関する所見
- 発火等危険への対応策に関する所見
- 処理性能の持続性・薬液回収の必要性に関する所見
- 運転及び維持管理マニュアルの評価に関する所見
- その他所見

3. 環境・衛生・安全

実証機関は、実証試験に関連する環境・衛生・安全対策を厳重に実施しなければならない。実証試験計画を策定する際には、関連する環境問題や、実証試験と実証試験実施場所の潜在的な危険性を特定し、またそれらを防止する対策を特定しなければならない。実証機関は、実証試験に参加していない雇用者・作業員を含む、実証試験実施場所の人員に対し、これらの潜在的な危険性と安全策を周知しなければならない。実証試験計画において検討されるべき事項としては、主に以下の点が挙げられる。

- 実証対象機器の運転、処理水の排出、2次生成物発生に関する要求事項
- 生物的・化学的・電氣的危険性
- 実証試験に関係する化学物質の取り扱い、保管、廃棄
- 実証試験に関係する残さと2次生成物の取り扱いと廃棄
- 化学物質等安全データシート
- 地域の電力・配管規則の遵守
- 実証対象機器からガスが発生する場合、排気・換気設備
- 火災防止
- 緊急連絡先（救急、消防他）の確保
- 労働安全の確保
- その他

緊急連絡先、電話番号、最寄りの病院の住所と電話番号を1ページにまとめた書面は、透明なプラスチックのカバーで保護し、必要な場所に設置されなければならない。

付録 0：実証機関において構築することが必要な品質管理システム

序文

環境技術実証モデル事業における実証機関は、JIS Q 17025:2000(ISO/IEC17025:1999)「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」に準拠した品質管理システムを構築することが望ましい。本付録では、上記規格に準拠した品質管理システムがない場合、実証機関において構築することが必要な品質管理システムの要素を述べる。

1. 適用範囲

実証組織内において実証試験に係るすべての部門及び業務に適用する。また、実証試験の一部が外部の機関に委託される場合には、受託する試験機関も本システムの適用範囲となる。

実証試験に関連する全部署を対象範囲とし、

JIS Q 17025:2000 (試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項)

JIS Q 9001:2000 (品質マネジメントシステム要求事項)

の認証を既に受けている組織であれば、それをもって本付録の要求事項を満たしているものとする。

2. 参考文献

JIS Q 17025:2000 (ISO/IEC17025:1999) 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項

JIS Q 9001:2000 (ISO9001:2000) 品質マネジメントシステム要求事項

3. 品質管理システム

(1) 組織体制、責任

当該組織は、法律上の責任を維持できる存在であること。

実証試験に関与する組織内の主要な要員の責任を明確に規定すること。

他の職務及び責任のいかんにかかわらず、品質システムが常に実施され遵守されていることを確実にするため、明確な責任及び権限を付与される職員 1 名を品質管理者 (いかなる名称でもよい) に指名する。

(2) 品質システム

当該組織は、実証試験について適切な品質管理システムを構築し、実施し、維持すること。

品質管理システムは、実証試験にかかわる品質方針、品質管理システムの手順を文書化すること。これらは関係する要員すべてに周知され、理解されること。

方針は、以下の事項を含まなければならない。

- a) 実証試験の品質を確保することに対する組織としての公約
- b) 実証試験の品質水準に関する組織としての考え方の表明
- c) 品質システムの目的

d) 品質マネジメントシステムを構築し実施することの記載
また、実証試験に係る実施体制、各要員の役割と責任及び権限を文書化すること。

(3) 文書及び記録の管理

当該組織は、実証試験に関する基準（実証試験要領及び関連する規格）、実証試験計画、並びに図面、ソフトウェア、仕様書、指示書及びマニュアルのような文書の管理を行うこと。

文書管理に関して、以下の事項を確実にすること。

- a) 文書は、発行に先立って権限をもった要員が確認し、使用の承認を与える。
- b) 関連文書の構成を示し、すべての実証試験場所で、適切な文書がいつでも利用できる。
- c) 無効文書または廃止文書は、速やかに撤去するか、若しくは他の方法によって誤使用を確実に防止する。
- d) 文書のデータとしての管理方法。
- e) 記録の様式と文書の配置及び閲覧方法。

また、実証試験に関連する記録は、識別し、適切に収集し、見出し付け、利用方法を定め、ファイリングし、保管期間を定め、維持及び適切に廃棄すること。特に、試験データ原本の記録、監査の追跡ができるようなデータ及び情報、校正の記録、職員の記録、発行された個々の報告書及び校正証明書のコピーを、定めた期間保管すること。

(4) 試験の外部請負契約

当該組織が外部請負契約者に実証試験を委託する場合は、適格な能力をもつ外部請負契約者に行わせ、当該組織において実証機関と同等の品質管理を要求すること。

(5) 物品・サービスの購入

当該組織は、外部から購入する物品・サービスのうち、実証試験の品質に影響を及ぼす可能性のあるものは、検査等の適切な方法により実証試験要領の要求に合うことを検証し、この検証が済むまでは実証試験には用いないこと。

また、物品・サービスの供給者を評価し、承認された供給者のリストを作成すること。

(6) 苦情及び不適合の試験の管理

実証試験の業務またはその結果が、何らかの原因で実証試験要領やその他の規定に逸脱した場合に対応する体制と対応方法を用意すること。また、環境技術開発者からの苦情や中立性の障害、または情報の漏洩等の不測の事態が生じた場合に対応する体制と対応方法を用意すること。これらの体制には、責任者及び対応に必要な要員を含むこと。

(7) 是正及び予防処置

当該組織は、実証試験の業務及びその結果が、試験実施要領やその他の規定に逸脱した場合または逸脱する恐れがある場合、その原因を追求し、是正または予防処置を行うこと。

(8) 監査

当該組織は、実証試験が適切に実施されているかどうか、監査を実施しなければならない。実証試験を外部請負業者に委託している場合は、外部請負契約者における当該業務を

監査の対象とすること。

監査は試験期間中に1回以上行うこととする。2年以上の実証試験を行う場合は、定期的な監査を実施し、その頻度は1年以内であることが望ましい。

また、この監査は、できる限り実証試験の業務から独立した要員が行うものとする。

監査の結果は当該組織の最高責任者に報告すること。

4. 技術的要求事項

(1) 要員

当該組織は、実証試験に用いる設備の操作、試験の実施、結果の評価及び報告書への署名を行う全ての要員が適格であることを確実にすること。特定の業務を行う要員は、必要に応じて適切な教育、訓練、及び/または技量の実証に基づいて資格を付与すること。

(2) 施設及び環境条件

実証試験を行うための施設は、エネルギー、照明、環境条件等を含め、試験の適切な実施を容易にするようなものにする。全ての測定の実証品質に対して環境条件が結果を無効にしたり悪影響を及ぼしたりしないことを確実にすること。実証試験が恒久的な施設以外の場所で行われる場合には、特別の注意を払う。

実証試験要領、実証試験計画及びその他の基準に基づき、試験の環境条件を監視し、制御し、記録する。環境条件が試験の結果を危うくする場合には、試験を中止する。

(3) 試験方法及び方法の妥当性確認

当該組織は、業務範囲内の全ての試験について適切な方法及び手順を用いるため、実証試験要領に基づき試験方法を定めること。

実証試験要領に使用すべき方法が指定されていない場合、当該組織は、国際規格、地域規格若しくは国家規格、科学文献等に公表されている適切な方法、または設備の製造者が指定する方法のいずれかを選定する。規格に規定された方法に含まれない方法を使用する必要がある場合、これらの方法は、申請者の同意に基づいて採用し、使用前に適切な妥当性確認を行うこと。妥当性確認とは、意図する特定の用途に対して要求事項が満たされていることを調査によって確認することである。この妥当性確認は、技術実証委員会による検討及び承認によって行うことができる。

当該組織は、データの管理においてコンピュータまたは自動設備を使用する場合には、コンピュータ及び自動設備を適切に保管理し、誤操作によるデータの消失や誤変換がないよう、必要な環境条件及び運転条件を与えること。

(4) 設備

当該組織は、実証試験の実施に必要なすべての設備の各品目を保有（貸与を含む）すること。権限を付与された要員以外は操作できない設備がある場合は、当該組織はそれを明確にすること。過負荷または誤った取り扱いを受けた設備、疑わしい結果を生じる設備、若しくは欠陥を持つまたは規定の限界外と認められる設備は、それが修理されて正常に機能することが確認されるまで、業務使用から取り外すこと。

(5) 測定トレーサビリティ

当該組織は、実証試験の結果の正確さ若しくは有効性に重大な影響をもつ設備は、使用する前に適切な校正がされていることを確認する。

(6) 試料採取

当該組織は、試料、材料または製品の試料採取を行う場合、実証試験要領に基づいて実施すること。

(7) 試験・校正品目の取扱い

当該組織は、必要に応じ、試験品目の輸送、受領、取扱い、保護、保管、保留及び/または処分について実証試験要領に基づいて実施すること。

(8) データの検証及び試験結果の品質の保証

実証試験の結果のデータは、傾向が検出できるような方法で記録し、結果の検討に統計的手法を適用することが望ましい。この検証は、実証試験を実施した者以外の者が行うこと。

(9) 結果の報告

当該組織は、実施された試験の結果を、実証試験要領に基づき、正確に、明瞭に、あいまいでなく、客観的に報告すること。

付録 1 : 実証申請書

申請者は以下の申請書を提出すること。

対象溶剤や規模別にシリーズがある場合は、実証を依頼する機器について記載すること。

【申請者】

企業名		印
住 所	〒	
担当者所属・氏名		
連絡先	TEL :	FAX :
	e-mail :	
技術・製品の名称		

1. 技術の概要

機器構成と処理フロー図

原理

本技術の目的・仕様

適用できる溶剤種類 :

(実証試験での使用溶剤の希望 :)

適用できる溶剤濃度範囲 :

適用できる処理風量の範囲 :

溶剤回収及び再利用の可否 :

目標処理性能 (出口濃度、回収率など) :

特徴・長所・セールスポイント

2. 自社による試験結果

【試験方法】

濃度測定方法	
--------	--

【試験条件】

処理時間	min (バッチ)
処理対象溶剤	
脱脂対象物	
使用脱脂装置	型番
使用脱脂装置 の開口面積	m ² (m × m)

シミュレーターによる試験の場合、記入不要

【測定結果】

	実証対象機器入口	実証対象機器出口
温度		
湿度	%	%
流量	m ³ /min	m ³ /min
溶剤濃度	ppm	ppm

【性能評価】

処理率	%
回収率	%

ジクロロメタン等濃度の連続測定データがある場合は、該当資料を添付すること。

3. 製品データ（基本仕様については添付書類にて提出のこと）

項目		記入欄
実証対象機器名		
型番		
製造企業名		
連絡先	TEL	() -
	FAX	() -
	Web アドレス	http://
	E-mail	@
サイズ		W mm × D mm × H mm
重量 (kg)		
設置場所等の制約条件	対応できる脱脂装置等の特記条件	
	屋上に設置する場合の重量制約等の特記事項	
前処理、後処理の必要性		<p>なし</p> <p>あり 具体的に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水対策： ・二次生成物対策： ・廃触媒等廃棄物対策： ・その他：

項目	記入欄			
付帯設備 (排水処理装置、脱着装置、前処理乾燥機など)	なし あり 具体的に ()			
実証対象機器寿命				
コスト概算 イニシャルコスト費目例： 設置費、工事費等 ランニングコスト費目例： 消耗品、2次生成物処理費、 電力費等	費目	単価	数量	計
	イニシャルコスト			
	合計			
	ランニングコスト (1時間あたり)			
	合計			

4. 開発状況・納入実績

もっとも近い番号に をつけてください。

1. 試作機は作成可能だが、製品化にはいたっていない。
2. 既に製品化しており、製品として出荷できる。
3. 納入実績がある。
4. 対象溶剤・規模の異なる、同じシリーズ(原理)の機器の納入実績がある。

↓

具体的に
()

5. 製品シリーズについて

対象溶剤・規模が異なるシリーズの機器がある場合、その概要と、特記すべき仕様の変更をご記入ください。

6. その他（特記すべき事項）

--

【本申請書に添付する書類】

実証対象機器の基本仕様書

自社による性能試験結果（ジクロロメタン等有機塩素系脱脂剤処理性能だけでなく、設置場所の制約条件、停電・トラブル時に対する対応、処理性能の持続性、ジクロロメタン等有機塩素系脱脂剤回収試験の連続計測データがある場合は、それらも添付すること）

運転及び維持管理マニュアル

運転及び維持管理マニュアルとは、実証対象機器の運転及び維持管理方法を掲載した文書のことであり、以下の情報等を含むものとする：

- 実証対象機器の設置方法
- 運転方法（標準的な運転パターン、所要処理時間等の情報を含む）
- 維持管理方法
- トラブルシューティング

付録 2：実証試験計画

実証試験計画は、実証試験デザインと、実証試験を通じての各手続きといった、実証試験の目的や作業の内容を示すものである。実証試験計画の内容は状況に依存するが、最低限、以下を含まなければならない：

1. 表紙 / 実証試験参加者の承認 / 目次

実証試験計画の表紙、実証試験計画を承認した実証モデル事業参加者（実証機関責任者、環境技術開発者）の氏名と目次を記す。

2. 実証試験参加組織と実証試験参加者の責任分掌

実証試験における参加組織とその責任者の、責任の所在を明確に記す。

3. 実証対象技術及び実証対象機器の概要

- 実証対象機器の原理、前処理 / 後処理を含むシステム構成
- 実証対象機器の大きさ、重量
- 主な消耗品、消耗材、電力等消費量
- 実証対象機器の運転及び維持管理に必要な作業項目
- 実証対象機器から排出される排水中成分と発生頻度
- 実証対象機器から排出される 2 次生成物の物理的・化学的特性と発生頻度、処理されるジクロロメタン等有機塩素系脱脂剤に対する割合
- 実証対象機器から排出される廃触媒等廃棄物の量と発生頻度
- 実証対象機器の使用者に必要な運転及び維持管理技能
- 騒音・におい対策

4. 実証試験の内容

(1) 試験期間

- 試験期間とスケジュール

(2) 排ガス処理性能実証項目の実証試験

- 排ガス処理性能実証項目
- データ測定手法、データ測定に用いる機器
- 分析手法・分析機器、分析スケジュール
- 校正方法、校正スケジュール

(3) 環境負荷実証項目の実証試験

- 環境負荷実証項目
- 分析手法・分析機器、分析スケジュール

(4) 運転及び維持管理実証項目の実証試験

- 運転及び維持管理実証項目

- 作業スケジュール・担当者、記録様式
- 環境技術開発者からの提供データの評価方法
- その他の実証項目、評価方法、情報収集スケジュール

5. データの品質管理

- 測定操作の記録方法
- 精度管理に関する情報
- 追加的な品質管理情報の提出の必要性（ただし全ての未処理データは、実証試験結果報告書の付録として記録する）

6. データの管理、分析、表示

（１） データ管理

実証試験を通じて生成され、管理対象となるデータやそのフォームを特定しなければならない。

（２） 分析と表示

実証試験計画では、データの分析手法や表示形式を特定しなければならない。

7. 監査

実証試験計画では、監査スケジュール、監査手続き、監査グループの情報についても示されなければならない。

8. 付録

以下は付録として、実証試験計画に示されなければならない：

- 環境技術開発者による運転及び維持管理マニュアル
- 参考となるその他の文書やデータ

付録 3：実証試験結果報告書 概要フォーム

実証対象技術 / 環境技術開発者	
実証機関	
実証試験期間	
本技術の目的	

本試験では、人為的に発生させた溶剤ガスを用いているため、実際の使用下において想定される、過大風量による溶剤蒸発誘発や、金属の付着油脂分の混入などの影響を評価することができないことに留意する必要がある

1. 実証対象技術の概要

方式	原理

2. 実証試験の概要

実証対象機器の仕様

項目	仕様及び処理能力			
型式				
サイズ, 重量	W	mm × D	mm × H	mm, kg
対象溶剤				

実証試験条件設定

	使用溶剤	実証対象機器風量
設定値		m ³ / min

	試験室	
	温度	湿度
測定値		% (左記の温度時)

3. 実証試験結果

排ガス処理性能実証項目

▶ パターン A

【実証対象機器入口・出口の各パラメータ実測結果】

【濃度推移】

項目		入口	出口
温度			
相対湿度		%	%
流量		m ³ / min	m ³ / min
排気濃度	最大値	ppm	ppm
	最小値	ppm	ppm
	平均値	ppm	ppm
溶剤総量		g	g

【性能評価結果】

項目	性能評価値
処理率	%
回収量	g
回収率	%

▶ パターン B

【実証対象機器入口・出口の各パラメータ実測結果】

【濃度推移】

項目		入口	出口
温度			
相対湿度		%	%
流量		m ³ / min	m ³ / min
排気濃度	最大値	ppm	ppm
	最小値	ppm	ppm
	平均値	ppm	ppm
溶剤総量		g	g

【性能評価結果】

項目	性能評価値
処理率	%
回収量	g
回収率	%

環境負荷実証項目

項目	実証結果
排水中の溶剤濃度、排水量	
2次生成物発生状況	
廃棄物発生状況	
騒音(参考値)	

運転及び維持管理実証項目

項目		シミュレータ排ガス処理試験	
		パターン A	パターン B
電力消費量	操業時	kWh/回 (min)	kWh/回 (min)
	操業後	kWh/回	kWh/回
燃料消費量	操業時		
	操業後		
水消費量	操業時		
	操業後		
その他 反応剤 消費量	操業時		
	操業後		

(定性的所見)

項目	所見
機器運転・維持管理に必要な人員数・技能	
運転及び維持管理マニュアルの評価	
発火等危険への対応	
その他	

(参考情報)

このページに示された情報は、全て環境技術開発者が自らの責任において申請した内容であり、環境省及び実証機関は、内容に関して一切の責任を負いません。

製品データ

項目		環境技術開発者 記入欄		
名称 / 型式				
製造(販売)企業名				
連絡先	TEL / FAX	()	-	/ () -
	Web アドレス	http://		
	E-mail	@		
サイズ / 重量		x	x	(mm) kg
前処理、後処理の必要性		(薬液回収等も含む)		
付帯設備				
対応できる脱脂装置等の特記事項				
対応可能な溶剤種類		(1つの機器において設計変更なしで、複数種類の溶剤に対応できる場合、その方法を記述)		
処理性能の持続性				
停電・トラブル時からの復帰方法				
実証対象機器寿命				
コスト概算(円) (電力消費量、燃料消費量、水消費量は実証機関による測定値。ランニングコストはパターン A、B の平均値とし、後処理等にかかるコストについても計上する。)		イニシャルコスト		
			x	
			x	
			x	
		合計		
		1時間あたりランニングコスト		
合計				

その他メーカーからの情報

対象溶剤・規模が異なるシリーズの機器がある場合、その概要と、特記すべき仕様の変更
その他

資料編

・環境技術実証モデル事業の概要

1．目的

既に適用可能な段階に有り、有用と思われる先進的環境技術でも環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために、地方公共団体、企業、消費者等のエンドユーザーが安心して使用することができず、普及が進んでいない場合がある。

このため、本モデル事業により、このような普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果等を第三者機関が客観的に実証する事業を試行的に実施する。

本モデル事業の実施により、ベンチャー企業等が開発した環境技術の普及が促進され、環境保全と地域の環境産業の発展による経済活性化が図られるものと期待する。

2．「実証」の意味について

本モデル事業では、環境技術の環境保全効果等を試験等に基づき客観的なデータとして示す「実証」を行う。類似のものとして、環境技術が満たすべき性能について一定の基準を設定し、この基準への適合性を判定する「認証」があるが、本事業では、このような「認証」は行わない。

3．事業実施体制

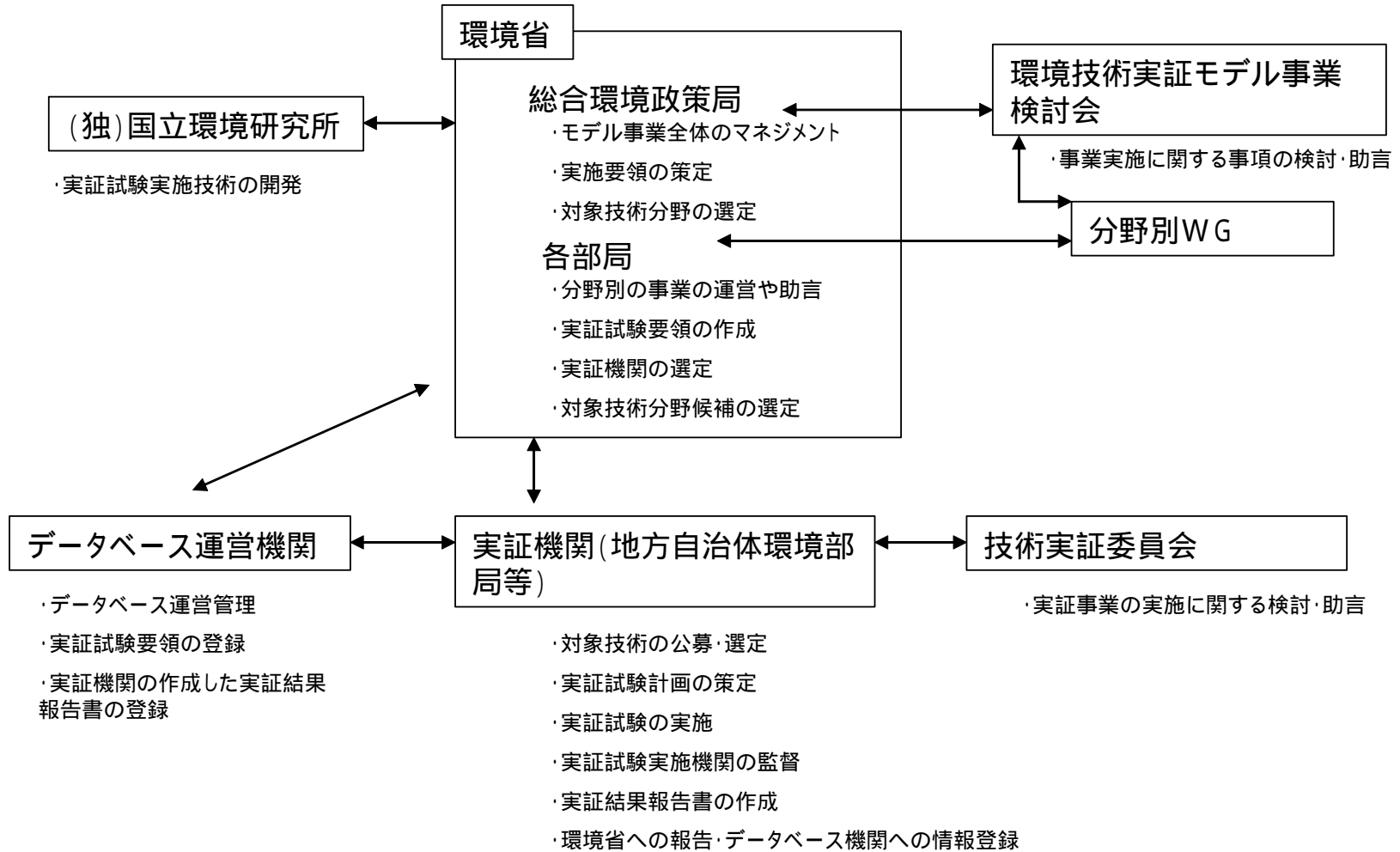
本モデル事業は、環境省、環境省の委託・請負を受けて技術実証を行う第三者機関である「実証機関」(地方公共団体等)等が連携して行う。

4．事業の手順

本モデル事業は、概ね以下のような手順を進める。

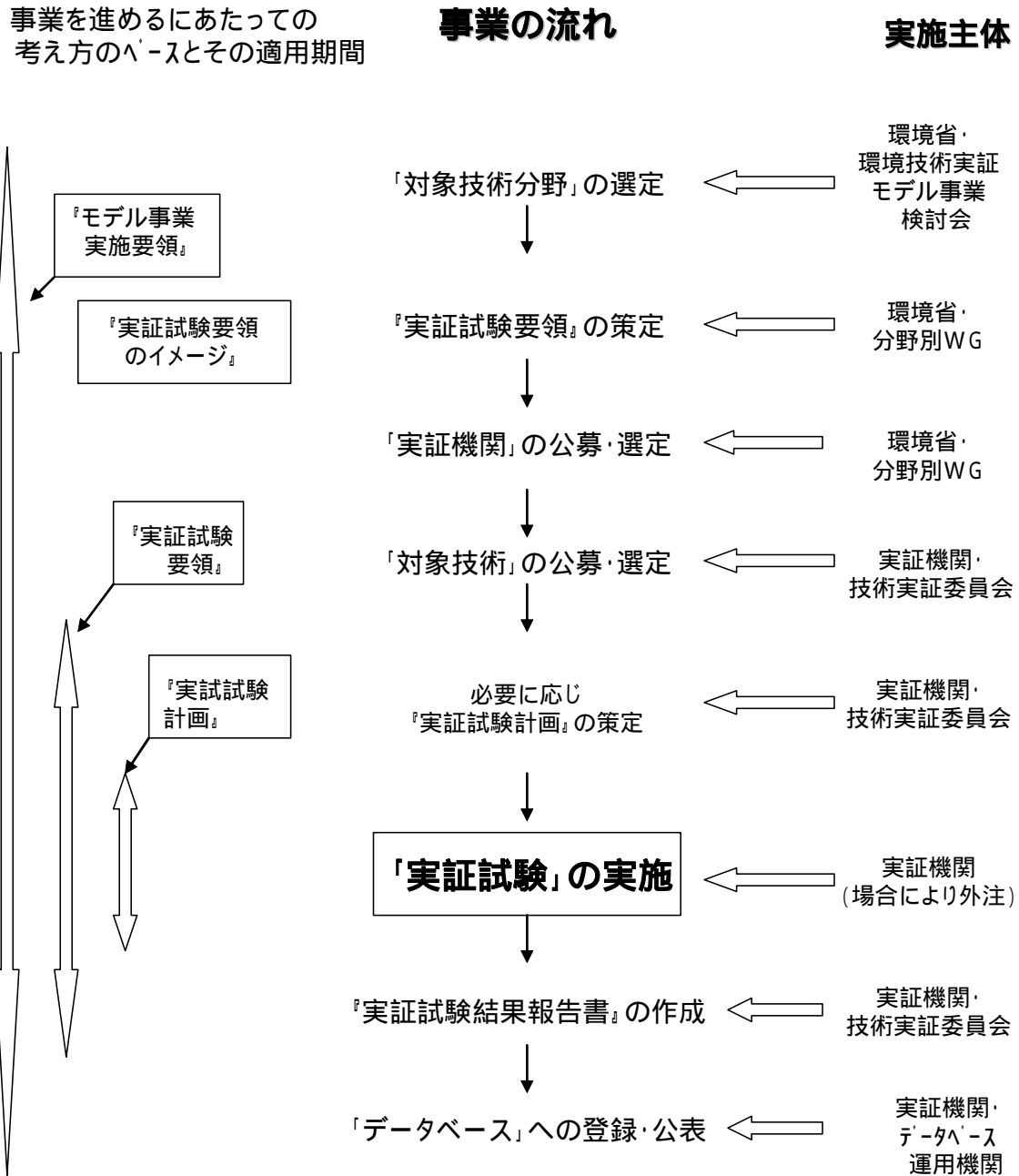
- (1) 環境省は、アンケート調査等により、技術の開発・販売企業、ユーザー等のニーズを把握する。
- (2) 環境省は、検討会における検討を踏まえ、対象技術分野を選定する。
- (3) 環境省は、選定された対象技術分野について、具体的な技術実証の方法を定めた「実証試験要領」を作成する。
- (4) 環境省は、実証試験を行う第三者機関である「実証機関」を選定する。
- (5) 実証機関は、企業等が実証を受けることを希望する技術を公募する。
- (6) 実証機関は、応募されてきた技術の中から、実証を行う技術を、専門家による委員会で検討を行った上で、選定する。
- (7) 実証機関は、選定された技術について、実証試験要領に基づき、実証試験を行う。
- (8) 実証機関は、実証試験結果を報告書として取りまとめ、技術の開発・販売者へ通知するとともに、環境省へ報告する。また、この報告書は、インターネット上のデータベースに登録され、一般に公表される。

・「環境技術実証モデル事業」実施体制



注) 環境省の承認を得た上で、実施体制の一部を変更して、事業を実施することもありうる。

・環境技術実証モデル事業の流れ



平成16年度環境技術実証モデル事業検討会 VOC 処理技術ワーキンググループ設置要綱

1. 開催の目的

環境技術実証モデル事業の実施にあたり、平成16年度に技術実証を行うこととされた技術分野「酸化エチレン処理技術分野」及び「VOC 処理技術（ジクロロメタン等有機塩素系脱脂材処理技術）」に関し、専門的知見に基づき検討し、本事業の円滑かつ効率的な推進に資するため、VOC 処理技術ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

2. 調査検討事項

(1) 酸化エチレン処理技術分野について

実証試験要領の策定

実証機関の選定

実証試験報告書の確認

その他事業の実施に関する事項

(2) VOC 処理技術分野（ジクロロメタン等有機塩素系脱脂材処理技術）について

実証試験要領の策定

実証機関の選定

実証試験報告書の確認

その他事業の実施に関する事項

(3) 将来的な実証試験のあり方及び技術分野の候補の検討について

3. 組織等

(1) ワーキンググループは、検討員10名以内で構成する。

(2) ワーキンググループに座長を置く。

(3) 座長は、ワーキンググループを総理する。

(4) 検討員は、VOC 処理技術の実証試験に関連する学識経験者、有識者等から環境省環境管理局の同意を得て株式会社 UFJ 総合研究所が委嘱する。

(5) 検討員の委嘱期間は、株式会社 UFJ 総合研究所が委嘱した日から当該日の属する年度の末日までとする。

(6) その他、必要に応じ環境技術実証モデル事業に参画する者、利害関係者等をオブザーバー等として参加させることができることとする。

4. 審議内容等の公開等

本ワーキンググループは原則、公開で行うこととする。但し、公開することにより、

公正かつ中立な検討に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、特定な者に不当な利益もしくは不利益をもたらすおそれがある場合には、座長はワーキンググループを非公開にできるものとする。

5 . 庶務

ワーキンググループの庶務は、環境省環境管理局の同意を得て、株式会社 UFJ 総合研究所において処理する。

平成16年度環境技術実証モデル事業検討会 VOC処理技術ワーキンググループ 検討員名簿

岩崎 好陽	東京都環境科学研究所	参事研究員
小淵 存	(独)産業技術総合研究所環境管理研究部門	浄化触媒研究グループ長
加藤征太郎	中央大学理工学部	講師
坂本 和彦	埼玉大学大学院理工学研究科	教授
志賀 孝作	東京都鍍金工業組合	環境科学研究所 所長
土井 潤一	日本産業洗浄協議会	理事
中杉 修身	横浜国立大学共同研究推進センター	客員教授
山川 洋平	武蔵野赤十字病院	事務部長 (元 東京都衛生局 薬務部長)

<事務局（環境省）>

徳永 泉	環境管理局環境管理技術室	室長
瀬川 正宇	同	室長補佐
田中 裕子	同	企画係長
新井 直樹	同	騒音係長
吉川 和身	環境管理局大気環境課	課長補佐
東 利博	環境保健部環境安全課	課長補佐
上田 健二	総合環境政策局環境研究技術室	調整専門官

<事務局（株式会社UFJ総合研究所）>

齊藤 栄子	環境・エネルギー部	主任研究員
金谷 扇	同	研究員
森本 高司	同	研究員
清水 孝太郎	同	研究員

・ VOC 処理技術ワーキンググループにおける検討経緯

第1回会合 平成16年5月19日 15:30～18:00

平成15年度酸化エチレン実証試験結果報告書の検討
酸化エチレン実証試験要領の見直し(第二版)
酸化エチレン実証機関の公募・選定について

第2回会合 平成16年6月30日 13:00～15:00

酸化エチレン処理技術実証機関への応募団体からのヒアリング
酸化エチレン処理技術実証機関の選定について
ジクロロメタン等処理技術 実証試験要領について

第3回会合 平成16年8月3日 15:00～17:00

ジクロロメタン等処理技術 実証試験要領(第1次案)について

【参考】 平成15年度酸化エチレン処理技術ワーキンググループにおける検討経緯

第1回会合 平成15年7月15日 10:00～12:00

酸化エチレン処理技術について
酸化エチレン処理技術実証試験要領(案)について

第2回会合 平成15年8月5日 9:00～12:00

酸化エチレン処理技術実証試験要領(案)に対する意見表明
酸化エチレン処理技術実証試験要領(案)について

第3回会合 平成15年9月2日 10:00～12:00

酸化エチレン処理技術実証試験要領(二次案)について
酸化エチレン処理技術実証機関の募集・選定について

第4回会合 平成15年10月10日 10:00～12:00

酸化エチレン処理技術実証機関への応募団体からのヒアリング
酸化エチレン処理技術実証機関の選定について

第5回会合 平成16年3月23日 13:30～16:00

酸化エチレン処理技術実証試験結果報告書要約(案)について